

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月11日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）濃縮廃液貯蔵タンク側出口弁等（2台）駆動部点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系廃液脱塩樹脂移送弁駆動部点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
3	1号機	原子炉局部出力領域モニタ（16-41D）に「LPRM下限」の警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
4	1号機	原子炉建屋天井クレーン運転前確認において、横行用リミットスイッチレバー一部の脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	主排気筒用航空障害灯制御盤に「閃光停止」の警報発生が認められたため、当該制御盤を点検・修理	D	
6	2号機	計装用空気圧縮系機能検査において、空気圧縮機（B）「出口排気温度」の警報発生が認められたため、当該警報回路等を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（10）圧縮機（B）点検において、電磁弁ケーブル接続部の接触不良及び腐食が認められたため、当該電磁弁を交換	C	
8	2号機	計装用空気系圧縮機（A）出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系トーラス側酸素濃度計点検において、モニタ表示されないことが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
10	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）潤滑油ポンプ（2）電動機点検において、シャフト及びブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）潤滑油ポンプ（2）電動機点検において、シャフト及びブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	低圧タービン（C）上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（A）混合出口弁点検において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁を修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液タンク（B）循環弁点検において、弁体及び弁座に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
15	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（A）点検において、内面ライニング部の剥離が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	所内ボイラばい煙自動測定装置用ガス吸引ポンプの振動が通常より高い事が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
17	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋とタービン建屋とのつなぎ目より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラー（C）起動操作スイッチ「入」にしても、当該補助ボイラーが起動出来ないことが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	集中環境施設	可燃性雑固体焼却建屋地下1階雑固体焼却炉ドラム運搬装置の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
20	その他	海生物焼却設備排水処理装置曝気ブロウ（B）シャフトオイルシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	その他	海生物焼却設備排水処理装置曝気ブロウ出口圧力計に指示不良（指針固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
22	その他	海生物焼却設備排水処理装置曝気ブロウ（B）出口圧力計に指示不良（指針外れ）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
23	その他	海生物焼却設備苛性ソーダタンクレベル計下部に液のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで